

## 論文

## スペインの「家族主義的」福祉レジームを検討する意味

中島晶子\*

## はじめに

90年代の欧州福祉国家は、財政難と高失業、国際競争の激化に加え、人口の減少と高齢化、家族の形成や崩壊パターンの変化、そしてこれに伴う世代間関係の変化に直面した。問題は、戦後の福祉国家を支えてきたこれまでの家族の前提に拠っては、貧困、教育レベルや就業能力の低下、その他の社会的排除の増大が危惧されることにある。また、こうした変化による社会的経済的コストを財政難の福祉国家が負担するのか、市場や家族との負担関係を変えるのか、あるいはそのコストをいかに抑制するのかも問われる。加えて欧州の市場統合と不可分な労働者の域内自由移動を担保するため、加盟国間の社会政策や関連法律の収斂という社会統合への要請が高まってきた。

社会的、経済的、人口統計的変化は同一の方向にあっても、各国に必要な改革はその福祉生産の構造によって異なる。一方で、経済の相互依存の高まり、とりわけ単一通貨の導入によって、福祉国家の改革はもはや一国の対内的問題にとどまらない。90年代の比較福祉国家研究と類型論の隆盛はこうした背景から理解されよ

う。この点に関して議論を触発したのが、エスピン・アンデルセン（1990<sup>1)</sup>により提示された、福祉の生産が国家、市場、家族の間に振り分けられる仕方としての「福祉レジーム」の三類型（アングロ・サクソン諸国の「自由主義的モデル」、北欧諸国の「社会民主主義的モデル」、欧州大陸諸国の「保守主義的モデル」）であったことは周知の通りである。

福祉の生産のあり方や人口統計上の変化、これらがもたらす影響と不可分な要素として、家族がある。しかし、家族は欧州条約の共通の政策目的として正規に掲げられず、定義もされていない。社会政策は本来的に補完性の原理が適用される領域であり、家族政策は加盟国の排他的権限事項である。しかし上述の問題関心から、家族というテーマはEUの労働政策ならびに社会政策の中で検討されるに至った。

2000年3月のリスボンサミットは、社会保障における域内の共通目標と方法を明示し、社会政策の欧州化の分水嶺とされる。このことは各国に固有の改革への取り組みを一層要請するのであり、南欧諸国はその家族主義的な福祉生産のあり方の見直し（脱家族化）が<sup>2)</sup>、特にスペインやイタリアでは女性就業率の低さ<sup>2)</sup>との関

\*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程4年

係で課題とされている<sup>(3)</sup>。スペイン、イタリアの出生率は世界で最低水準にあり<sup>(4)</sup>、公的社会保障制度の維持が危ぶまれている。他方、「『家族主義的』という表現はしばしば家父長的要素と前近代性を強調した軽蔑的意味合いを含む<sup>(5)</sup>」が、当事国にとって「脱家族化」の意味は、欧州の主導的な政策形成者のそれと一致しているのだろうか。

本稿は、上述の欧州の問題意識と政策動向が要請する「脱家族化」がスペインにおいてどのような争点を内包するかを、家族と家族主義の概念、家族政策の近年の議論から、その政治的な含意に着目して考察する。「1」では欧州の社会政策の動向から南欧の福祉レジームに焦点を当てる意図を示し、「2」でスペインの福祉レジームにおける家族主義、労働市場構造との関連性について検討する。「3」では、スペインにおける家族の歴史的文脈と「家庭生活と職業生活の両立支援法」改正案をめぐる国会審議を、コマイユの家族政策に関するアプローチから検討する。「4」では自治州における家族政策の動向を概観し、スペインの福祉レジームの課題と可能性を考察する。最後に、家族問題の現代的意味と比較研究におけるスペインのケースの意義を考察する。

欧州において家族政策の研究は多く、特に1989年以降は共同研究や意見交換が活発であり、福祉国家と家族に関わる諸側面も検討されている<sup>(6)</sup>。スペインを含む南欧の家族主義と福祉国家の関係を論じた近年の主な研究として、ナルディーニ (1997)<sup>(7)</sup>、フラッカー (2000)<sup>(8)</sup>、モレノ (2000, 2003)<sup>(9)</sup>、カトゥルガロスとラサリディス (2003)<sup>(10)</sup>等がある。一方、日本の比較福祉国家研究では南欧とその「家族主義的」特

徴への目配りが不十分であり、またその点を政治学的な視点から検討する試みもみられない。欧州の福祉国家改革論議に内在する「家族」文脈のずれに光を当て、スペインにおける課題と可能性を観察することは、欧州の社会統合とともに、少子化の進む諸国の制度設計を「家族主義的」特徴の含意と合わせて検討するうえで、意味があると考ええる。

## 1. 福祉国家の改革と家族への視点

### 1-1 欧州レベルの家族への関心

EUの家族への関心については、89年のコミユニケが端緒を開いた (COM (89) 363 final)。そこに政策課題として①児童保護、②職業生活と家庭生活の両立および家族の公平な責任分担を可能にする措置 (とりわけ育児環境)、③一定の範疇にある家族 (単親家庭、大家族、貧困家庭) への重点的支援が挙げられた。同年、各国間の専門家の共同研究や意見交換によって欧州家族政策研究所 (European Observatory on National Family Policies)<sup>(11)</sup>が設置され、加盟国の家族政策の展開を検討することになった。しかしながら家族に直接関わる指令は、職業と家庭生活の両立を焦点とする男女機会均等政策から生まれた。96年の育児休暇に関する理事会指令に続き、欧州委員会は99年に雇用政策に関連して、「両立」のための家族支援は男女機会均等の問題であるばかりでなく、人口統計的变化に照らした経済的要請でもあると言明したのである<sup>(12)</sup>。

EUのリスボン戦略は、福祉と経済的競争力は両立し相互に強化しあう関係にあるという従来の信念に則り、知識経済社会としての欧州の発展に向けて、労働社会政策の共通目標をより

明確に示した。ポスト工業化時代の高度知識技能社会においては、現在の雇用の機会や質における不均等が、低技能職の罫を招くことが危惧される。すなわち、低廉な賃金や不安定な雇用が教育訓練の機会不足と結びつくことで、生涯にわたる雇用と賃金レベルを固定化し、同類婚の蓋然性と世代間移転を通じて、社会階層の二極化拡大へと連鎖していく悪循環である。それゆえ、従来の事後対処的かつ経路依存的 (path-dependent) 政策を予防的政策へと移行させる必要性が認識され、次世代を担う子どもに、家庭状況に関わらず教育環境を社会的に保障していく方向性が打ち出されている。こうした統合欧州の方向性において、南欧の福祉生産のあり方が、公的社会保障制度の維持を危うくする少子化傾向とともに問題視されているのである。

## 1-2 福祉レジームの類型論と家族

南欧の福祉生産のあり方に視線が向けられたのは、エスピン・アンデルセンの福祉レジームの三類型に対する批判からであった。エスピン・アンデルセンの三類型は、福祉が市場のメカニズムから自由である程度としての脱商品化指標、職種や階層による給付やサービスの格差の度合いとしての階層化指標の組み合わせに基づいていた。これに対し、家族(女性)の不払い労働による福祉貢献の問題が過小評価されているとのジェンダー論からの批判<sup>83</sup>がなされた。他方、「ラテン・リム・モデル」<sup>84</sup>や「南欧モデル」<sup>85</sup>は、南欧の福祉のあり方をエスピン・アンデルセンのいう大陸欧州の保守主義モデルとは別個の類型とみる主張である。その論拠は一樣でないが、福祉供給に貢献する家族の機能に焦点を当てた点<sup>86</sup>、ジェンダー論の批判と重

なるものであった。

ルイス (1992)<sup>87</sup>による三類型は、第一が「男性の稼ぎ手モデル」(male breadwinner model) である。女性の社会権はほとんど夫の権利から派生する。国家は女性の労働市場参入を促進せず、家庭の義務という原則を強化する。アイルランドやイギリス、ドイツがこれにあたる。第二は、社会保障という装置において子供の福祉を配慮し、女性を母親であると同時に労働者として認識する「両親モデル」である。フランスやベルギーが該当する。第三は、男女の市民としての平等を公的に認め、育児の社会化や専門化を考慮に入れる「二人の稼ぎ手モデル」(two breadwinners model) である。スウェーデンを筆頭に北欧が該当する。家族の義務に着目するミラーとワーマン (1996)<sup>88</sup>も、国家と家族の責任分配の点から欧州諸国を三つのグループに分ける。第一に、北欧諸国では家族の義務は最小であり、手当は個人に対して支払われる。子供は独自の権利を有し、高齢者介護を家族が担うのは選択であって義務ではない。第二に、ベルギー、ドイツ、オーストリア、オランダ、フランス、ルクセンブルグ、アイルランド、イギリスでは、家族の義務は核家族レベルにある。このグループはさらに、性別役割を明確に区別し、育児責任を原則母親におく「男性の稼ぎ手モデル」(オーストリア、ドイツ、オランダ、イギリス、アイルランド) と、国家がサービスを発達させてこの責任を引き受ける場合(ベルギー、フランス)に分かれる。第三のグループは南欧諸国で、家族の義務は大家族のレベルで引き受けられる。保護の源泉は家族であり、国家は家族の義務が機能することを期待する。子供と高齢者のケアは圧倒的に女性が担

う。そして国家は、家族をもたない者以外にはほとんどサービスを提供しない。

こうした批判に対し、エスピン・アンデルセン（1999）は、1990年の自著において家族の分析が未熟であったことを認めたとうえで、南欧（および日本）のような、最大の福祉義務を家族に割り当てる「家族主義的福祉レジーム」の独自性という主張に、反批判を展開する<sup>99</sup>。まず、「福祉レジーム」は福祉国家でも個々の社会政策でもなく、福祉レジームの類型論は、個別社会政策の次元に還元して検討されるものではないとする<sup>99</sup>。そして、「福祉国家による家族に対するサービス供給」と「家族構成員による福祉サービスの代替供給」を従属変数とした比較分析によれば、大陸欧州の保守主義レジームから南欧を切り離すだけの説得力はないとみる。一方、「脱商品化」に代えて、ポスト工業化時代の福祉レジームにおける「脱家族化」の重要性を強調する。

南欧の研究者からも、南欧の福祉のあり方と「保守主義モデル」との相違は、福祉国家形成のタイミングの結果としての程度問題に過ぎず、別個の類型とまでいえないとの異論もある<sup>99</sup>。「南欧モデル」の見方を広めたフェレーラの「イタリア・バイアス」から、南欧4カ国間の差異を「南欧」全体に還元してしまう傾向も指摘できよう。他方、多くの類型論が提示されるなかで、南欧諸国を一つのカテゴリーとする視点は定着したようにみえる<sup>99</sup>。近年の比較研究は、評価軸をどこに置くかによって福祉国家は多様なグループ化が可能であることを示しており、最終的には、類型化の作業を通じて各国固有の論理や文脈が多面的に理解され、改革の方向性に糸口が与えられうるかに意味がある。諸

説を比較すると、設定された福祉モデルのどこに南欧諸国が位置づけられるかの分岐点は、対個人的社会福祉サービス、家族やネットワークを無視した、所得移転政策の偏重、国家と市場の偏重<sup>99</sup>というより、論者の「家族」概念の射程にあるように思われる。福祉生産のあり方が家族主義的とされる当事国で、その「脱家族化」の課題はいかなる構造の中で表れるのかを、スペインを例に検討したい。

## 2. スペインにおける家族主義と労働市場

### 2-1 家族主義

スペインの家族の特徴を統計からみると、他国より一世帯人数が多く、20代後半の子の親との同居率が高く、65歳以上の高齢者の独居率は低く、単身世帯の割合は拡大前のEU諸国中で最も低い。また、スペインの離婚率、非婚カップルの同棲率、婚外出生率はEU諸国平均を大きく下回り、イタリア、ギリシャと並ぶ最下位にある<sup>99</sup>。このような事実は、制度としての家族と結婚が維持されている証左とされる。

1978年のスペイン憲法は、家族を定義することなく、家族の社会的、経済的および法的保護の保障、嫡出子と非嫡出子の平等、母性の保護、両親の子への扶養義務を定めている（39条）。一方、民法上の扶養義務は、別の世帯で生活していても、両親とその子供、さらに兄弟姉妹に及ぶ。両親の未成年（時に成年）の子に対する義務、子が両親の世話をする義務、また、兄弟姉妹も必要に応じて互いの基本的なニーズを満たすために制限的援助の義務がある（142～144条）。これらの義務の不履行には公権力の介入も妨げない（145、148条）。この点、国によっては、「家族」が両親と通常は未成年の

子で構成される核家族を指して別世帯で生活する成人を含まず、扶養義務は両親から未成年の子供までに止まることからすれば、広範な家族概念を示唆しているといえよう。一方、一人当たりの家族政策支出はEU15カ国中で群をぬいて最下位である<sup>98</sup>。

スペインの家族は、メンバーが個々の能力に応じて貢献する、資源とサービスのプールと分配のユニットである<sup>99</sup>。各自の貢献は性別で異なり、ライフサイクルで生じるニーズには世代間で相互に依存、協働して対応する。親が子の教育に戦略的に投資し、成人すればコネによる就職を探す傾向もある。若者は親と同居して援助を受けながら世帯をもち、住宅購入資金の貯蓄に励む。老人と子供のケアの担い手は専ら既婚女性で、強い道徳的義務感がこれを誘引する。特に育児や高齢者介護には日常的な関わりあいが必要であるため、同居や近接居住はその前提条件である。高い住宅所有率は、社会的リスクに対する原始的な保険としてのみならず、住宅がこうした環境に適した資源であることから理解される。ここでの家族とは同一世帯の核家族ではなく、資源とサービスを交換する共同体としての「ネットワーク」<sup>100</sup>を指す。所得保障と社会サービスの双方で家族構成員による相互扶助の価値と機能を前提とする姿勢が、家族主義である。ここで同居率そのものは重要でない。拡大家族の割合や出生率のパターンはスペインでも歴史的に地域間格差が大きく<sup>101</sup>、南欧諸国内にも多様な家族文化が同居している<sup>102</sup>。近年では複数世代とりわけ三世代から構成される世帯は益々少なくなっており、むしろ統計上は現れない、親族の近接居住という現象に意味があるろう。そして、南欧の特徴とされる家族主義的

福祉レジームは、労働市場構造と一対の関係にある。

## 2-2 労働市場

スペインの労働市場は、一家の稼ぎ手としての男性の特権的な地位と、女性と若者の排除という、インサイダーとアウトサイダーの二元的構造の顕著な例とされる。女性の就業率はEU15カ国で最低であり、失業率の男女格差は約2倍、女性の平均賃金は男性の71.1%である。90年代前半から有期雇用（最長期間は12ヶ月）の割合は欧州で最も高く雇用全体の約3分の1を占める<sup>103</sup>が、それは女性と若者で占められている。有期雇用者の賃金は平均で無期雇用者の約60%である<sup>104</sup>。失業率の男女差は縮小傾向にあるが、なおEU15カ国中で最も目立つスペインの特徴となっている。

労働市場内の地位によって異なる失業保障制度も、この二元構造を強化している。失業保障は、拠出に基づく失業手当と、非拠出の社会的補助的な補助制度である失業保険（補助金）からなるが、後者は、前者の受給資格のある場合のみ受給が可能である。また、「家族責任」を有することが条件となっており<sup>105</sup>、1993年の法改正前は、二親等までの親族は全て扶養家族として考慮された。93年改正点の一つは、失業者の両親を被扶養者に含まないとしたことである<sup>106</sup>。なお、GDPの15%から30%ともいわれるインフォーマル経済の従事者の多くは女性や若者であり、保障の対象外である。

こうした二元構造は、強力な家族主義と循環的な関係を生み出す。一家の稼ぎ手として男性労働者は「インサイダー」になる必要があり、これが常にアウトサイダーを生み出すと同時に、

アウトサイダーがインサイダーの分け前に与ろうとする、連鎖的悪循環となる<sup>64</sup>。家族が社会的リスクを吸収することが前提の家族主義的な福祉レジームにおいては、とりわけインサイダーの強い雇用保障が要求される。このシステムのもとで、若年層の失業や不安定雇用、子ども一人当たりの教育投資額の増加、賃貸を含めた住宅コストの高さ、そして何よりも、民主制移行後に高まった女性の就業意欲と高等教育進学率により、世帯形成が妨げられ、少子化が生じているとみられる。

### 2-3 家庭生活と職業生活の両立

それではEUが掲げる家庭と仕事の両立という政策課題は、スペインでどのように現れているであろうか。90年代に指摘されたのは、スペインでこのテーマは公的な措置をとるべき社会問題とみなされず、仕事をもつことを決めた女性個人の問題として私的な戦略で取り組まれている<sup>65</sup>ということであった。元来農業や家内労働以外の女性就労率は低く、家庭と職業を両立させるためのパートタイム労働の伝統はなく、現在も雇用形態におけるその割合は低い。他の欧州諸国のように、労働力不足を補うために女性就労を促進する必要性や、これに関連して家族政策が誘引される条件もなかった。

他方、95年の世界北京女性会議の開催、92年と96年の欧州理事会による指令(92/85/ECC、96/34/EC)などの国際的な環境は、スペインの国内法にも徐々に影響を与えた。1999年には関連法制を総合した「家庭生活と職業生活の両立支援法」<sup>66</sup>が制定された。出産育児（および養子縁組）休暇制度の改善、出産育児を事由とする解雇からの保障、育児休暇中の女性労働

者への手当創設や企業の社会保障負担金削減等を内容とする。2001年には、国民党政権が所得税、児童手当、家庭生活と職業生活の両立、住宅政策等10の方針を柱とする「家族支援統合計画」を示した。公的年金制度の長期的維持のために国会の全政党、労使間で結ばれたトレド協定（1995）が背景にあるが、既存の諸家族政策を統合したものであって、具体的な措置や期限、財源は示されておらず、実効性は疑問視されている<sup>67</sup>。

スペイン女性が現実的に「両立」に取り組むとき、家事や子どもの世話を引き受けるもう一人の女性の存在が決定的に重要とされる。まずは親族、特に自分の母親に頼るケースが多い<sup>68</sup>。この世代の多くは専業主婦であるために可能な、「家族主義的」解決である。しかし現在の女性就労の増加傾向からすれば、この形態の支援を将来も期待し続けることは不可能であろう。これ以外には、移民の家政婦を雇うケースがある。後者は家事サービスを外注できる資力のある場合であり、資源を有する女性だけが労働市場に参加できるという図式は、所得レベルの二極化につながる。この二極化は、同類婚の蓋然性と社会資源の世代間移転の関係により、高度の知識技能を鍵とするポスト工業化の社会では、一層の所得格差の拡大とともに固定化していくことになる。

モレノは、福祉国家の政策が不在である南欧では、不払いの家庭内サービスと賃金労働を両立させてきた「スーパーウーマン」の存在が、その福祉水準を一定に維持し、経済を支える貢献をしてきたとする<sup>69</sup>。しかし、生活の質を追求する次世代には同様の役割を期待できない。「スーパーウーマン」は非常な困難を過渡的に

引き受けた存在として、今後は男女の家庭責任分担を可能にする政策を推進し、南欧家族の連帯的役割を維持できるようにしない限り、単親家族や社会的排除が問題になるとする。一方フラッカーによれば、家族主義の機能と価値が女性就労を誘引するサービスの外部化を妨げ、低い女性就労率と低い出生率が相互に強化し合う均衡に到っている。公的セクターでケア・サービスなどの雇用を創出し、就労率を高めてこの循環を断ち切るという解決は現実的でない。なぜなら、多くの人々は国が提供するサービスよりも家族のそれの方が質的に勝っていると信じており、その結果現状が維持されるからである。このように、政策の不作为と政策形成への要求の不在との間に循環性が生じており、この循環性は、労働市場や住宅を含む他の政策要素を通じても強化されているという<sup>49</sup>。

このように福祉生産のあり方に関して家族の次元で現れる応答をみると、これを決定付けるのは、直接的に「家族」を対象とする給付や関連する政策措置そのものではない。むしろ、間接的に人々の生活設計の選択と戦略に影響する諸政策であり、それらが立脚するあるべき「家族」という暗黙の前提であろう。

### 3. 国家と家族

#### 3-1 家族をめぐる歴史的文脈

20世紀を振り返ると、多くの欧州諸国で宗教と家族との関連が徐々に希薄化するなか、スペインでは教会と政体に関連して、家族には常にイデオロギーが強く投影されてきた<sup>49</sup>。第二共和制(1931-36)は、伝統的家族規範の近代化を、中絶や離婚の承認、非嫡出子の権利の平等化といった民法改革によって推進し、伝統

との断絶を社会的安定への脅威とみる教会と対立した。続くフランコ体制(1939-75)は、カトリシズムに伝統的な家族規範を、権威主義体制を支える論理と重ねて推進した。すなわち家族は社会の基本的単位として、永続的な婚姻関係に基づき組織される家長を頂点とした階層制であり、その目的は生殖にある。こうして出産奨励主義に立脚し、避妊や離婚の禁止、既婚女性の家庭外の賃金労働からの排除、婚姻内外での性別による権利不平等を進めた。フランコ期の福祉全般は社会的統制の手段として用いられ、家族給付、結婚や離婚、母性や児童保護に関わる家族政策も、体制の強化維持を目的として、権威主義的な家族モデルをイデオロギーの支柱として最重要視する文脈で行われた<sup>49</sup>。

それゆえ75年のフランコ死後の政治的移行の際、家族問題はまず女性の権利をめぐる立法改革の形で争点となった。これは政治的な左右の亀裂を際立たせ、論争を激化させた。切迫した政策課題が山積する状況では、「家族政策」はとりわけ政治的な正当性を得られなかった。左右両派ともに、政治の安定化が最優先されるべき時に、フランコ期の出産奨励主義を連想させ、イデオロギー分裂を招く爆弾となりかねない問題に触れたがらなかったためである。また、スペインのフェミニスト・グループは「家族政策」を、家父長的家族観を支えるものと見て警戒していた<sup>49</sup>。結局、スペインで家族保護の責任が社会政策論議に浮上したのは、90年代に入ってからのことである。

#### 3-2 「家庭生活と職業生活の両立支援法」改正案の国会審議

国民党から8年ぶりに社会労働党に政権が交

代した2004年、「家庭生活と職業生活の両立支援法」の国民党改正案が審議された。結論は持ち越されたが、その議論には「両立」の概念、さらに「家族」のあり方に対する各派の理念の相違が表れている<sup>64</sup>。

同提案のポイントは、①子供の数に応じた所得税減税、②企業による従業員のための託児所創設促進を目的とした法人税控除である。カタルーニャ州の地域主義政党「集中と同盟」は原案に以下の修正を加え、賛成した。自治州の保育園創設とサービス実施における権限を中央からの財源移譲により裏付けること、保育園の近接サービスや父親の育児休暇制度を改善すること、そして高齢者への近接介護サービス供給体制を整備し、同分野で雇用を創出することである。カナリア連合（カナリア諸島の地域主義政党）もこれに同調した。争点となったのは、内容よりもむしろ、国民党の提案理由であった。いわく、「子どもの養育、高齢者、障害者や病人をケアする務めは長らく女性の伝統的な役割であり、社会の基本であった。近年の女性の労働市場参入によって、スペインの家族の習慣を変える必要性、すなわち女性が仕事か家族かで選択せずにすむような措置の必要に迫られている。労働市場における女性差別の状況、女性の労働市場への統合の問題が、出生率の低下と高齢化を考慮すると、将来の経済的および社会的発展に有害な影響として、家族と社会全てに深く影響する新たな課題をつきつけている。ゆえに、私たちの共生と社会の基本的な制度としての家族を一層保護する法案を提出する。家族は、弱者の保護や世代間連帯において最も効果的な、最善の支えである。子どもの世話、高齢者への配慮、障害者や病人の世話という務めにおいて、

家族は最も重要な社会的機能を実現する。」

ガリシア民族ブロック（ガリシア州の地域主義政党）と、バスク国民党（バスク州の地域主義政党）のグループはそれぞれ、次のように反対する。すなわち、「提案は両立と何ら関係がなく、出産奨励政策を誘引するもので、中央政府や自治州が行う必要はない。提案は女性にとっての両刃の剣となるおそれがあるばかりか、出産という決められた役割を固定化して就労を困難にする意図がある。実際に言っているのは、家族が社会の柱なのではなく、女性が社会の柱ということである。国家が責任をもつべき高齢者、子供等のケア費用を抑える意図がある」（ガリシア）。「家族は、子供の教育、子供と高齢者の保護、経済的危機と失業への対応、さらには文化的価値の伝達といった、公的または準公的な性質の機能を果たす制度である。こうした重要な機能を果たすゆえに家族はそれ自身が福利と考えられ、制度的に適切な構造として保護される。家族の基本的価値は出産奨励主義でなくその機能にあり、これが先進国の出産奨励政策を構成している。国民党の理屈は逆で、提案の言葉遣いは時代遅れである。憲法も家族保護政策の実現を義務付けており、国の財政責任の問題である。修正案にある保育園創設<sup>65</sup>や育児休暇の改善も、両立には意味がない。労働法に既に明記されていながらほとんど成果をおさめていないことは周知の事実だからである」（バスク）。

共産党系の統一左翼・左翼緑連合は、国民党提案にコンセプト、内容の両面で反対する。「現行の所得税控除措置は、低所得の家族と国の社会政策の双方に対して逆進的である。また、社会の急激な変化にもかかわらず、『両立』の

概念と用語法が時代遅れで、これを乱用している。今や生活には多くの選択肢と形態があり、伝統的家族の概念を超えている。現に存在する共同生活様式の多様性を考慮することなく『家族』を論じることは、アナクロニズムである。必ずしも家族の核に結びつかない、個人的権利とニーズを有する人々も含めた、生活関係総体としての（複数形の）『家族』にとって、現実的で有効な提案が必要である。女性だけが共同生活の核たる保護者、介護者というクッションであり続けるには、経済、家族、個人の各側面で支払う代償が大きすぎる。『両立』とはまた、男女双方に定められた古典的役割を打破することである。その目的のためには明らかに財政政策が欠けている」。エスケーラ（左翼）共和党（民主化後のカタルーニャ州政府設置以来政権を担った「集中と同盟」から、2003年選挙で25年ぶりに政権交代した）は、「劇的な変化を要する（複数形の）家族的単位からの要請にその現実に適した立法で応えるには、具体的合意が必要である。しかし国民党提案は、総合的に取り組むべき複雑な議論に断片的に関与しようとする不毛な例で、議会内、とりわけ左派の分裂を招くだけである。（両立法は）家族、学校、財政、企業、社会という多様な側面、すなわち経済的、社会的、イデオロギ的側面を横断する大きな挑戦である。まず家族をどう理解するかという問題に向き合うべきである。次いで家族給付に代わる突破口、すなわち家族に有利な所得税、父母の育児休暇や労働時間の短縮、自治州政府への財源措置、保育園費用の補助等を検討していくべきである」。

最後に与党社会労働党は、「家庭生活と職業生活の両立というきわめて重要なテーマを、提

案のように一方的に財政面から検討することは適切なのか」と問う。家族を対象とする税控除や減税措置は平等な基準によるべきとしながら、「両立」をいかに理解するかが問題であるとす。 「両立法は家族、学校、企業、社会の4つの軸と密接に結びついており、社会の法的、組織的側面に関わる。基本的に『共有』の概念が問題である。現行法や本改正案の基本目的は出生率向上にあって、厳格な意味での両立を志向しているのではない。今後の課題は多い」。最終的に、与党として各方面との社会対話を通じた現行措置の評価と改善を呼びかけ、結論を持ち越すのである。

### 3-3 コマイユの3モデル

この議論を、コマイユの家族政策に関する分析を参照して検討したい。彼は、政治とその変容を最も適確に明かす「家族」に関心を寄せる。ここで「家族」とは、「公的領域」と区別されつつ関係を有する「私生活」、「私的領域」と同義である。政治的論議で用いられる「家族」は何らかの政治的秩序の概念をはらんでおり、家族の歴史は、「家族」と政治秩序を相互不可分とする概念との断絶の歴史ともいえる。こうしてコマイユは、「私」と「公」の相互関係と政治的プロセスとが顕著に表れる領域として家族法と家族政策に着目し、そこに三つのモデル<sup>46</sup>を見出した。

第一の融合モデルは、国家統治の原理と家族を支配する原理が融合し、社会の秩序付けの基礎的単位として家族を最も重視する家父長制的家族国家観である。個人が社会に資する役目を担うため、共通の秩序に従い、生物的社会的な再生産、社会的政治的統合の義務を果たす枠組

みとして「制度としての家族」がある。個人は全体の要素に過ぎないとして個人主義を批判し、これによる社会的紐帯の解体を危惧する。この思想においては、男女平等化の契機となる女性の職業活動は家族への脅威であり、同時に社会秩序、政治秩序への脅威とみなされる。第二の後見モデルは、国家自身が家族に代わって共同体に不可欠な務めを後見的に引き受ける「福祉国家」である。産業化により社会問題が深刻化し、家族が対応能力の限界を露呈し、不確実性の高まった状況に、国家が「合理的」に対処しようとするものである。そして家族モデルを通じた統治の手法を、衛生、医療、司法、教育、福祉などを通じたそれへと転換する。配慮の重点は家族そのものから子供へ置き換わる。児童保護法がその例である。第三の契約モデルは、家族構成員の独立と家族集団に対する個人の優位が承認され、人々は政治社会、家族において自由で平等、独立した個人的存在として承認されるモデルである。この立法への反映として、妻の法的地位の承認、婚外子の平等化、合意離婚の承認のほか、親子関係の認定における婚姻の制度的意義の希薄化が挙げられる。

これら三つのモデルは直線的に展開してきたのではなく、ある時代にひとつのモデルが支配的になっても常に併存し、互いに緊張関係にあるという。この緊張関係の結果として具体的に表れる「公-私」関係は、実際には論理上矛盾し、複雑化している。とりわけ契約モデルを助長する個人化は同時に、家族が内部の形式的な平等化により責任の限定された共同体となる作用をもつ。このことは、経済ユニットとしての家族構造の弱体化に晒されやすい範疇の人々に、新たに貧困や社会的排除などのリスクをもたら

すことにもなる。個人の自由と平等の代償は社会階層によって異なるのであり、ここに後見モデルに基づく公的介入の対象となる人々が現れ、家族政策は社会政策化する<sup>40)</sup>。一方、伝統的な「制度としての家族」へのノスタルジーや回帰の動きも絶えることなく、経済的、社会的そして政治的な理由によってまた生ずるのである。

スペインのフランコ体制は、公的秩序と家族を同一視する融合モデルに立っていたのであり、政治的移行はそこから離脱する試みでもあった。以後のスペインは、象徴としての「家族」が揺らぎ始めた葛藤の中にある。現在のスペインの「家族政策」はフランコ主義への反動による凍結状態から、再び光を浴びて姿を現した段階にある。先に見た「両立法」審議の争点は、おおまかには「後見モデル」を強化する立場と、個人を単位とした「契約モデル」まで射程に入れた立場との家族概念のずれにある。国民党提案は、ケアの担い手としての家族とりわけ女性の機能を制度におきかえ、前提としながら、個人と企業に出産の動機付けを期待するものである。ガリシアの立場は、女性個人の就労を事実上妨げないように、国家の後見的役割を明らかにせよ、ということである。バスクは、家族の公的機能ゆえに国家が財政面で支えるという論理の明確化を求めている。統一左翼は個人主義に立った、コマイユという契約モデルへの移行を示唆している。左翼共和党と社会労働党は、左右の振り幅を意識しつつ、社会組織全体が世論とともに段階的に変化していく必要性を訴えている。

ここに政治的立場による顕著な対照性が表れている。家族は、伝統的に政治的な左右の立場を明白に分けるテーマである。右派は制度としての家族を擁護し、左派は個人と個人生活にお

ける自由の保障を擁護する。一方、左右の立場の堅持は時として難しい。家族に関わる問題はあらゆる有権者にアピールする政治的資源であり、とりわけ政権を意識したときには、各派固有の価値観と、財政能力など現実的な制約条件との間に妥協を見出せるかが問題となる。しかし、家族の解体や脱規格化による新たな「家族リスク」という現実の前で、左右の立場から対峙するだけで事足りるのかも問題である。家族政策の正当性の最たる根拠が価値観にあるならば、その変化によって政策の目的と内容も変更していく運命にあるといえよう。家族問題の社会化という観点からすれば、戦前から戦後にかけて発展した「家族政策」本来の多産主義的、家族主義的趣旨を、社会的排除を回避するための政策としてとらえ直す必要がある。

「家族」はその言葉が用いられた時点で、既に当該社会における一定の義務を内包し固有の射程を持った概念として了解されている。フラッカーが指摘するように、共有された文化価値としての家族主義イデオロギーがなければ家族主義的システムは機能しない。そしてこの文化価値や道徳観はシステム内部で継承され、その再生産に寄与するのである。スペインで家族の概念を議論できる状況に到ったことは、遅れて現れた政治的移行の成果ともいえよう。しかし、EUの社会政策の到達点を契約モデルに立った家族問題の社会化とみれば、バスクの主張にみられる家族政策の概念とははるかな距離がある。スペインの欧州の政策指針への歩み寄りも可能なのであろうか。

## 4. 家族主義的福祉レジームの課題とゆくえ

### 4-1 自治州における家族支援

EUの政策決定プロセスで分権化が強調される流れにおいて、地方分権が進行中の国で家族政策の権限も新しい地域政府に委ねられた。その結果、イデオロギーや価値観はともあれ、地方政府が新たな政治的、法的な権限を表明しうる問題として家族を利用するような傾向が指摘された<sup>49</sup>。実際スペインの福祉国家形成においては、擬似連邦的といわれる自治州政府創設と段階的な権限移譲の過程で、広範な権限を有する自治州が、逡巡する中央政府を横目に保健医療や所得保障で革新的試みを導入し、それが自治州間競争を通じて全国へ波及する現象が生じた。家族政策ではどうだろうか。

家族政策研究所（家族政策の促進を目的として2000年に設立された非政府組織）が全17自治州における家族支援の状況についてまとめた2003年5月の調査報告<sup>49</sup>によると、12自治州が何らかの直接的給付を行っている。所得条件を設けていないのは7自治州である。但し①12のうち3自治州は双子以上の出産の場合に限るほか、②その他の3自治州は第三子または第七子のおよび養子縁組の出産からを給付対象とする。たんに出産（および養子縁組）を事由とする直接給付を導入しているのは①②を除く6自治州（全体の約35%）となる。このうち子ども二人の家族で比べると、給付額に6.5倍の格差がある。所得税控除措置でも直接給付と同様の傾向がみられる。地方独自の税制を認められているバスクとナバーラを除く15自治州のうち、9自治州が導入、そのうち6自治州が出産（および養子縁組）を事由とする措置をとっている。報告書

は自治州間の格差が生じる要因を政権政党（国民党、社会労働党のいずれであるか）に求めているが、他の社会政策領域と同様、地方自治の歴史的な経緯から広範な権限を有する自治州（ナバーラ、カタルーニャ、バスク、ガリシア）で支援措置の導入が進んでいるとみるのが妥当であろう。対照的に何ら措置のない州はマドリッドであった。

しかし自治州の家族政策は現在進行形である。バスク州は2002年に育児休暇や労働時間短縮に係る財政投入と直接給付を開始し、翌年は約1.4倍の予算を投入した。2003年中にも家族支援に関する自治州の立法が続き、この領域における自治州毎の傾向を見定めることは困難である。バスク地元紙の記事によると、同州の司法省は「シンプルなフランス・モデル」も視野に入れて今後の方向を検討しているという。それは、現行フランス方式は適用には複雑すぎるという意味である<sup>59</sup>。

フランスは、普遍主義に基づく家族給付、家族指数に基づく税制措置という財政支援を中心とした、最も明確な家族政策を標榜する諸国に数えられる。しかし、フランスの家族手当支出のGNP割合はEU諸国中最上位ではない。フランスでも福祉国家の財政難と家族問題の社会化傾向により、当初の制度の維持可能性や有効性は不確かになっている。コマイユが指摘するように、フランスの家族政策を際立たせるのはおそらく、支出額そのものよりも、その象徴的重要性、公的組織の存在、家族政策を求める運動によってであろう<sup>60</sup>。バスクがフランス・モデルに着目するのは、地縁以外にも、フランスの家族政策の軸足がなお契約モデルにないことにもあろう。但し、フランスで家族政策が設計

された時代背景<sup>61</sup>は当然異なる。またフランスでは「国家的家族主義」の原型に一種の「国家的フェミニズム」が併存し、両義性と同時にカウンターバランスを示している<sup>62</sup>。いずれにせよ、「他の欧州諸国と比べて数十年後れたとしても、自治州政府にとって家族政策は戦略軸として浮上している」（上掲記事）のは確かである。

#### 4-2 スペインの福祉レジームの課題

スペインで90年代に家族政策が政治的論点に浮上した背景に、低出生率の衝撃、国際機関やEUでの論調や指令の影響がある。そしてより現実的には、家族のニーズが投票を最大化する有力な道具として認識され、政治的立場を横断して政党の関心を獲得したことがある。家族政策への政府支出が「EU25カ国中でなくとも、15カ国中最下位」である事実は、家族への経済支援を強化すべき論拠としてしばしば用いられている。現行の個人所得税控除は不十分かつ逆進的であると批判されており、現金給付の普遍化と増額の要求は強い。

家族手当の目的は第一に養育費の公的補償であり、出産奨励主義に由来する。一方、水平的再分配、垂直的再分配のいずれを志向し、普遍主義と選択主義のいずれに立脚するかという理念の問題もある。税制措置でも同様、家族主義的見地からは世帯を課税単位とする水平的再分配が擁護されるが、個人主義的見地からは個人を単位とする垂直的再分配がより重視される。スペインで家族保護への公的支出の過少さが注目され、これに旧来の家族への価値が一致すれば、普遍主義的かつ象徴的な「家族政策」の方が政治的に受容されやすい面もある。2003年

には国民党によって働く母親を対象に子が三歳になるまで毎月100ユーロの所得税控除が実施された。社会労働党は政権交代直後、同措置を有給の職を持たない母親に拡大することを決定した。これにはいろいろな見方ができようが、家族（女性）によるケアの責任は子どもと同様に高齢者や障害者にも及ぶことから、この措置単独の影響はきわめて限定的であろう。

こうして家族と名のついた政策は、最終的に何を目的として設計されているのだろうか。家族の変容がもたらすリスクに、スペインも無関係ではない。例えば離婚の申請は2003年までの3年間に33%増加した。そもそも統計上低いスペインの離婚率には、現行法の特殊性から離婚の代用としての別居件数が多い事実が隠れている。別居にとどまる限り再婚は不可能であり、再編家族の相対的な稀少性を説明する要素でもある<sup>64</sup>。加えて、離婚率は初婚の破綻のみを対象としている<sup>65</sup>ため、全体的な婚姻関係の破綻状況を示す指標となりにくい。2004年8月には23年ぶりの離婚法改正の予定が報道された。一方、深刻化するドメスティック・バイオレンスと防止法の論議は、社会問題としての認識の甘さを露呈している。家族の不安定化により、社会的排除や貧困のおそれのある世帯や個人への援助、子どもの間に生ずる機会不均等の縮小が、家族政策の重要な要素となってくる。家庭生活と労働の両立の促進は、経済的社会的に不安定な個人のリスクを深刻化させないためにも必要である。少子化対策としても、家庭生活と職業生活の両立が現実的にならない限り、そしてそれ以前に、雇用が確保され「両立」が現実の問題とならない限り、世帯形成も出産も抑制されるであろう。

スペインがこうした課題に取り組むには、労働市場構造、社会保障制度や教育訓練制度全体との関係を見直すことが必要であり、このことは家族に関わる文化的前提の変容を要求する。とりわけ家族主義的福祉レジームの改革の困難はここにある。家族制度は、ある社会の基本的価値を反映し、家族とは何であって何であるべきかの理念を提供し、宗教や法律、教育制度などの社会制度によって創出され支持される、歴史的、文化的、イデオロギー的な構築物<sup>66</sup>である。社会政策において家族を個別に扱うことは非現実的であると同時に、家族に関する文化的前提は単独で短期的に変化するものではない。制度改革にあたっては取り組みの態様が問われよう。比較の視点から他国の例をひくことは有益であるが、例えばスペインが北欧モデルの論理を部分的に移入することは不可能である。家族概念が社会制度全体に組み込まれているその様式を重視する観点からは、フランスのシステムとその課題を分析することに意味があろうし、なぜポルトガルの女性就労率と出生率が南欧諸国中で高く、イタリアでは低いのかの分析が伴うべきである。国内では、家族に関わる暗黙の前提を言語化していくことから始めるほかないであろう。この点に関し、98年のカタルーニャ州の婚姻関係にないカップルの法的地位に関する立法が、他の10州に波及したことは注目される。法の内容は主に政権政党の違いにより各州で異なるものの、この私生活の個人化を認容する流れは中央レベルの論議となった。こうして政策における総論としての「ヨーロッパ」の求心性と、各論としての各自治州のイニシアチブが試されるのである。

## おわりに

社会的リスクの責任を私的-公的形態にいか  
に分配するかという観点において、「家族問  
題」は、「家族」を維持し保護するための「家  
族政策」の分析にとどまるような個別部門的な  
問題ではない。なぜなら、家族の現代的変容に  
よって「家族問題」が広く社会に拡散し、その  
結果、福祉国家の介入のあり方自体に見直しが  
求められるからである。戦後の福祉国家が前提  
としてきた典型家族の教育や社会統合機能は、  
もはや当然のことと期待できなくなっている。  
家族とラベルづけされた直接かつ可視的な政策  
が、家族や女性に「やさしい」環境を創出し貧  
困と社会排除を防ぐうえで、効果的ではないか  
もしれない。さらに、「脱家族化」を妨げる論  
理が家族の変容と併存するとき、そのアプロ  
ーチのあり方が問われる。家族の行動形態は歴  
史的、制度的、政治的変数の効果であり、「家  
族」概念自体は既に固有の義務とともに、他の  
政策分野との関係で定義されている<sup>67</sup>。この意  
味で家族政策は個別政策領域ではありえない。  
一定の「家族」概念が象徴、規範的な機能を継  
承しながら行為を規定し、システム再生産の枠  
組みとして作用する傾向の強い社会では尚更で  
ある。この場合福祉改革における「脱家族化」  
は、諸政策領域に潜在するイデオロギー、道徳、  
文化の変容という色彩が濃くなる。

政策一般は、競合し対立する要求に直面した  
各国の文脈における、妥協の結果である。この  
ことは、諸国は互いの経験から学ぶことはでき  
ないということだけでなく、政策を移転するいかな  
る試みにおいても、政策が生まれ実施された特  
別な環境を考慮に入れる必要があるということ

を意味する。スペインにとって「ヨーロッパ」  
は政治的正当性の源泉であり、欧州レベルの方  
向性に沿ったイニシアチブが、現実の変容と軋  
みの中で国内政治に影響を与えている。家族主  
義的システムがEUの「脱家族化」志向との狭  
間でいかなる進路をとるのか。これは一つの実  
験であると同時に、福祉生産のあり方における  
課題を「家族」の政治的含意とその帰趨とい  
う角度から見ると、スペインの現在の葛藤は他  
の「家族主義的」諸国にとっても参照すべき経  
験であろう。

〔投稿受理日 2004.9.30 / 掲載決定日 2004.12.20〕

## 注

- (1) Esping-Andersen, G. (1990) *Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity Press. 岡沢 憲美・宮本太郎監訳 (2001)『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房。
- (2) EU15 カ国平均 54.9%, スペイン 41.9%, イタリア 41.1%. European Commission (2003) *The Social Situation in the European Union*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Union, p. 175.
- (3) Esping-Andersen, G. et al. (2002) *Why We Need a New Welfare State*, Oxford: Oxford UP.
- (4) 2000 年の出生率は EU 平均 1.48, スペイン 1.23, イタリア 1.24 人。Eurostat (2003).
- (5) Moreno, L. (2003) 'Bienestar mediterráneo y "supermujeres"', Documento de Trabajo 03-09, Unidad de Políticas Comparadas, Barcelona: CSIC, p. 2.
- (6) 比較研究の一例として, Hantrais, L. & M-T. Letablier (eds.) (1994-96) *Cross-National Research Papers Fourth Series: Concepts and Contexts in International Comparisons of Family Policies in Europe 1-4*, Leicestershire: Loughborough University of Technology.
- (7) Jurado, T. & M. Naldini (1997) 'Is the South So Different?', M. Rhodes (ed.) *Southern European*

- Welfare States*, London: Franck Cass.
- (8) Flaquer, Ll. (2000) 'Is There a Southern European Model of Family Policy?', A. Pfenning & T. Bahle (eds.) *Families and Family Policies in Europe*, Frankfurt am Main: Peter Lang.
- (9) Moreno, L. (2000) *Ciudadanos precarios*, Barcelona: Ariel; (2003) *op.cit.*
- (10) Katrougalos, G. & G. Lazaridis (2003) *Southern European Welfare States*, Hampshire: Palgrave Macmillan, pp. 3-18.
- (11) 後に改称。現在は European Observatory on the Social Situation, Demography and Family.
- (12) European Commission (2002) *Family Benefits and Family Policies in Europe*.
- (13) Sainsbury, D. (ed.) (1994) *Gendering Welfare States*, London: Sage Publications.
- (14) Leibfried, S. (1992) 'Towards a European Welfare State?', Z. Ferge and J. E. Kolberg (eds.) *Social Policy in a Changing Europe*, Frankfurt am Main: Campus Verlag.
- (15) Ferrera, M. (1996) 'The Southern Model of Welfare in Social Europe', *Journal of European Social Policy* 6(1); (2000) 'Reconstructing the Welfare State in Southern Europe', S. Kuhnle (ed.) *Survival of the European Welfare State*, London: Routledge.
- (16) 拙稿 (2003) 「スペインからみた福祉の『南欧モデル』」, 『ソシオサイエンス』 Vol. 9.
- (17) Lewis, J. (1992) 'Gender and the Development of Welfare Regimes', *JESP* 2(3).
- (18) Millar, J. & A. Warman (1996) *Family Obligations in Europe*, London: Family Policy Studies Center.
- (19) Esping-Andersen, G. (1999) *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford UP. 渡辺雅男・渡辺景子訳 (2000) 『ポスト工業経済の社会的基礎』 桜井書店。
- (20) Esping-Andersen (1999), *op.cit.*, p. 73; 同前掲訳書 p. 116.
- (21) Katrougalos & Lazaridis, *op.cit.*, pp. 3-18.
- (22) Abrahamson, P. (1999) 'The Welfare Modeling Business', *Social Policy & Administration* 33(4), pp. 400-403; Arts, W. & J. Gelissen (2002) 'Three Worlds of Welfare Capitalism or More?', *JESP* 12 (2), pp. 142-146.
- (23) Abrahamson, *op.cit.*
- (24) European Commission (2003), *op.cit.*, pp. 179-180.
- (25) Eurostat (2003). 家族給付支出の対GNP比はEU15カ国平均1.4%, スペイン0.2%。
- (26) Moreno (2000), pp. 96-102.
- (27) Flaquer, *op.cit.*, p. 20, p. 25.
- (28) Reher, D. (1997) *Perspectives on the Family in Spain*, Oxford: Oxford UP.
- (29) Katrougalos & Lazaridis, *op.cit.*, p. 75.
- (30) 2000年度EU15カ国平均13.6%に対し、スペインでは32.0% (男性30.6, 女性34.2)。European Commission (2003), *op.cit.*
- (31) Instituto Nacional de Estadística (2004), *Notas de prensa*, de 2 de julio, Madrid.
- (32) Alonso Olea, M. & J. L. Tortuero Plaza (2002) *Instituciones de seguridad social*, Madrid: Civitas, pp. 230-247; Rodríguez Ramos, M. J. et al. (2002) *Sistema de seguridad social*, Madrid: Tecnos, pp. 410-434.
- (33) Toharia, L. (1997) *Labour Market Studies: Spain*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, p. 155.
- (34) Esping-Andersen (1999), p. 141; G. エスピン＝アンデルセン, 渡辺雅雄・渡辺景子訳 (2001) 『福祉国家の可能性』 桜井書店, pp. 200-201.
- (35) Tobío, C. (1994), 'Changing Gender Roles and Family-Employment Strategies in Spain', Hantrais & Letablier (1996), p. 43.
- (36) BOE (1999), núm. 266, de 6 noviembre. Ley 39/1999 de 5 de noviembre.
- (37) Gabinete Técnico Confederal UGT (2003) 'Las prestaciones familiares en España y en la UE', *La protección social en breve* 5, Madrid, p. 1.
- (38) Moreno (2003), p. 10.
- (39) Moreno (2000), pp. 124-130.
- (40) Flaquer, *op.cit.*, p. 21.
- (41) Iglesias de Ussel, J. (1991) 'Family Ideology and Political Transition in Spain', *International Journal of Law and the Family* 5, pp. 277-295; Madruga, I. (1996) 'Family Sociology and Ideology', Hantrais

- & Letablier (1996), *op.cit.*, pp. 41, 43-44.
- 42) Nash, M. (1991) 'Pronatalism and Motherhood in Franco's Spain', G. Bock & P. Thane (eds.) *Maternity and Gender Policies*, London: Routledge; Cousins, C. (1995) 'Women and Social Policy in Spain', *JESP* 5(3); Madruga, *op.cit.*
- 43) Duran, M. A. & M. T. Gallego (1986) 'The Women's Movement and the New Spanish Democracy', D. Dahlerup (ed.) *The New Women's Movement*, London: Sage, p. 210; Threlfall, M. (1989) 'Social Policy towards Women in Spain, Greece and Portugal', T. Gallagher & A. Williams (eds.) *Southern European Socialism*, Manchester: Manchester UP, p. 224.
- 44) *Diario de sesiones del Congreso de los Diputados* (2004), núm.21, de 29 de junio, pp. 938-948.
- 45) 0～3歳児のための託児所の不足とその費用が問題となっている。なお、3～6歳時の保育は教育制度の一部（任意）として無料で、整備状況は8割を超える。
- 46) Commaille, J. (1994) *L'esprit sociologique des lois*, Paris: Presses Universitaires de France, pp. 145-163; Commaille, J., P. Strobel & M. Villac (2002) *La politique de la famille*, Paris: La Decouverte, pp. 21-30; 丸山茂 (1999) 『家族のレギュレーション』御茶の水書房, pp. 193-205.
- 47) Commaille, J. (1996) *Misères de la famille, question d'état*, Paris: Presses de Sciences Po, pp. 225-230.
- 48) Dumon, W. (1997) 'Les incertitudes des politiques à l'égard de la famille', J. Commaille & F. de Singly (eds.) *La question familiale en Europe*, Paris: l'Harmattan, p. 89.
- 49) Instituto de Política Familiar (2003) *II Informe Ayudas a la Familia de las Comunidades Autónomas Españolas, Evolución de las políticas familiares*, Madrid.
- 50) 2004年6月6日付 DIARIO VASCO.COM.
- 51) Commaille et al. (2002), *op.cit.*, p. 11.
- 52) Pedersen, S. (1995) *Family, Dependence, and the Welfare State*, Cambridge: Cambridge UP.
- 53) Commaille, J. (1995) 'France', J. Commaille & L. Assier-Andrieu (eds.) *Politique des lois en Europe*, Paris: L.G.D.J., pp. 172-173; J. コマイユ, 丸山茂・高村学人訳 (2002) 『家族の政治社会学』御茶ノ水書房, p. 47.
- 54) Piconó-Novales, T. (1997) 'Family Law and Family Policy in Spain', J. Kurczewski & M. Maclean (eds.) *Family Law and Family Policy in the New Europe*, Aldershot: Dartmouth, p. 115.
- 55) Solsona, M., R. Houle & C. Simó (2000) 'Separation and Divorce in Spain', M. Gonzales, J. T. Jurado & M. Naldini (eds.) *Gender Inequalities in Southern Europe*, London: Frank Cass, pp. 201-202.
- 56) Oinonen, E. (2000) 'Finnish and Spanish Family Institutions', Pfenning & Bahle, *op.cit.*, pp. 141-142.
- 57) Millar & Warman, *op.cit.*, p. 7.